調理師の皆様へ!! 令和6年度は、従事者届を提出する年です。

急速に高齢化が進展する中、健康に配慮した食事や介護食など身体機能に応じた食事の提供、食品の安全性の確保、地域の食文化の継承など、飲食店や給食施設等において調理師の皆様が果たす役割はますます大きくなっています。このため、調理師法第5条の2の規定に基づき、2年に1度「調理師業務従事者届」を提出していただくことにより、国において、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組を推進することとしています。

● 届出の必要な方は?

調理師免許を持っている方で,令和6年12月31日現在において,鹿児島県内の寄宿舎,学校,病院,事業所,社会福祉施設,介護老人保健施設,矯正施設,飲食店,その他多人数に飲食物を提供している施設,魚介類販売業,そうざい製造業等で調理業務に従事している方です。

● 届出の方法は?

- ◎ 令和7年1月15日(水曜日)までに、次の1又は2により届け出てください。 可能な限り、大変便利な「電子申請」による届出をお願いします。
 - 1 電子申請による届出 以下のURL又はQRコードから届け出てください。 https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=tHXSLuw2



2 届出用紙(紙媒体)による提出(郵送・FAX・持参) <u>電子申請が難しい方のみ</u> 届出用紙に令和6年12月31日現在の状況を記入して,就業地の市町村を管轄する保健 所等へ提出してください。届出用紙は県庁ホームページからダウンロードするか,県庁健康 増進課又は各保健所にて配布しています。

提出方法は郵送・FAX・持参のいずれでも結構です。持参の場合は,土日祝日・年末年始を除く 午前8時30分から午後5時15分までとなります。

〈提出先〉

- © <u>鹿児島市</u>で調理業務に従事している方 $\rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow$ <u>県庁</u> 健康増進課へ
- ◎ <u>鹿児島市以外</u>の県内市町村で調理業務に従事している方 →→ <u>就業地の市町村を管轄</u> する保健所へ
- 詳しくは,県庁健康増進課又は就業地の市町村を管轄する保健所(鹿児島市の場合は,県庁健康増進課)にお問い合わせください。(裏面参照)

調理師業務従事者届記入要領

- 調理師免許を有している方で,令和6年12月31日現在で**調理業務に従事している方のみ**ご記入ください。
 - ※令和6年12月31日現在,調理業務に従事していない方は届出の必要はありません。
- 記入の内容については、令和6年12月31日現在のものをご記入ください。
- 該当する文字又は数字を○で囲んでください。
- 「本籍地都道府県名」については、日本国籍を有しない方は国籍をご記入ください。
- 「業務に従事する場所」については,以下表をご参照ください。

業務に従事する場所		該 当 する施 設			
1	寄宿舎	社員寮,学生寮など			
2	学校	幼稚園, 小・中・高校, 短大, 大学, 中等教育学校, 高等専門学校, 特別支援学 校, 専修学校, 各種学校, 学校給食センター			
3	病院	20名以上の患者を入院させる施設を有する医療機関			
4	事業所	会社, 工場, 事業場, 官公署, その他事業所の食堂など			
5	社会福祉施設	老人福祉施設,障害者支援施設,児童福祉施設(保育所,児童養護施設,障害 児入所施設など),女性自立支援施設など			
6	介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設			
7	矯正施設	刑事施設, 留置施設, 少年院, 少年鑑別所など			
8	飲食店営業	一般食堂,料理店,すし屋,そば屋,旅館,仕出し屋,弁当屋,レストラン,カフェー,バー,キャバレー その他食品を調理し又は設備を設けて客に飲食させる営業施設			
9	魚介類販売業	店舗を設け,鮮魚介類を販売する営業施設(生きた魚介類の販売や魚介類せりうり業は除く)			
10	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物(佃煮を含む),焼物(炒め物を含む),揚物,蒸し物,酢の物又はあえ物を製造する営業施設(食肉製品製造業・魚肉ねり製品製造業・豆腐製造業は除く)			
11	その他	上記1から10までに該当しないもので,多数の人に対して飲食物を調理して 供与する施設(診療所,自衛隊,一般給食センター,喫茶店など)			

- 「業務に従事する場所」の名称については、施設名又は屋号を記入してください。
- 従事者届出に関する問い合わせ及び提出先

作事有用山に関する向い百分に及び徒山元							
保健所等名	住所	電話	FAX	管轄区域			
県庁	〒890-8577	099-	099-	鹿児島市			
健康増進課	鹿児島市鴨池新町10-1	286-2717	286-5556				
指宿保健所	〒891-0403	0993-	0993-	指宿市			
	指宿市十二町301	23-3854	23-2142				
加世田保健所	〒897-0001	0993-	0993-	枕崎市,南さつま市,南九州市			
	南さつま市加世田村原2-1-1	53-2315	53-4519				
伊集院保健所	〒899-2501	099-	099-	日置市,いちき串木野市,			
	日置市伊集院町下谷口1960-1	273-2332	272-5674	三島村,十島村			
川薩保健所	〒895-0041	0996-	0996-	薩摩川内市,さつま町			
	薩摩川内市隈之城町228-1	23-3165	20-2127				
出水保健所	〒899-0202	0996-	0996-63-	阿久根市,出水市,長島町			
	出水市昭和町18-18	62-1636	1114				
大口保健所	〒895-2511	0995-	0995-	伊佐市			
	伊佐市大口里53-1	23-5103	23-5124				
姶良保健所	〒899-5112	0995-	0995-	霧島市,姶良市,湧水町			
	霧島市隼人町松永3320-16	44-7953	44-7969				
志布志保健所	〒899-7103	099-	099-	曽於市,志布志市,大崎町			
	志布志市志布志町志布志2-1-11	472-1021	472-2855				
鹿屋保健所	〒893-0011	0994-	0994-	鹿屋市,垂水市,東串良町,			
	鹿屋市打馬二丁目16-6	52-2105	52-2110	肝付町,錦江町,南大隅町			
西之表保健所	〒891-3192	0997-	0997-	西之表市,中種子町,南種子町			
	西之表市西之表7590	22-0012	22-1846				
屋久島保健所	<u>T891-4311</u>	0997-	0997-	屋久島町			
	熊毛郡屋久島町安房650	46-2024	46-3522				
名瀬保健所	〒894-8501	0997-	0997-	<u>奄美市,大和村,宇検村,</u>			
	奄美市名瀬永田町17-3大島支庁別館	52-5411	53-7874	瀬戸内町,龍郷町,喜界町			
徳之島保健所	〒891-7101	0997-	0997-	徳之島町,天城町,伊仙町,			
	大島郡徳之島町亀津4943-2	82-0149	83-2535	和泊町,知名町,与論町			